対象地域についての留意事項

定住自立圏を構成する周辺市町村等の「等」とは、以下の2点を指します。

定住自立圏の協定が締結されていないが、定住自立圏等形成に向けた取組を 行っている周辺市町村。

中心市が平成11年度以降に合併している場合に、合併前の市町村のうち人口が最大の市町村を中心市、その他の市町村を周辺市町村とみなす際の周辺市町村。

周辺市町村の定義は以下の通り。

協定が締結されている場合、協定による周辺市町村。

協定が締結されていない場合、慣習的に一体的な生活圏域と見なされる地域 (従前の広域行政圏を一つの基準とする)における人口最大の市を中心市と みなし、それ以外の市町村を周辺市町村とみなす。なお、中心市とみなされ る市町村が平成11年度以降に合併している場合は、合併前の市町村のうち 人口が最大の市町村を中心市、その他の市町村を周辺市町村とみなす。

「取組を行っている」の判断基準は以下の通り。

総務省の募集する先行実施団体等に応募している市町村。

上記 を中心市とする一体的な生活圏域(従前の広域行政圏を一つの基準とする)内における市町村。

市町村内に定住自立圏研究会等の委員会が設置されている、首長が対外的に公言している等、外形的に取組を行っていることが明らかな市町村。